

公の施設使用料の見直し方針

(平成24年度改定)

平成24年8月

目黒区

目 次

1	使用料見直しの経緯	1
2	使用料算定方式の基本的考え方	2
	（1）使用料の考え方	2
	（2）公共性の判断と負担の程度の判断	2
3	使用料算定方法	5
	（1）使用料算定の範囲	5
	（2）使用料の算定	5
	（3）利用時間帯及び曜日別の料金	6
4	施設別使用料の算定	6
5	使用料の改定基準	7
6	使用料算定に伴う制度整備	7
	（1）団体登録制度の整備	7
	（2）使用料減免制度	9
	（3）利用料金制	10
	（4）区外住民の利用の取り扱い	10
	（5）営利団体の利用の取り扱い	11
	（6）施設管理の効率化の促進とサービスの向上等	11
7	その他	11

1 使用料見直しの経緯

本区の公の施設の使用料（以下、使用料という。）の算定及び見直しの経緯のおよそは、次のとおりである。

昭和50年 事務改善委員会使用料部会が使用料の算定方式を答申した。この算定方式を基本に昭和51年、55年、59年に使用料一斉改定を行った。

平成8年 経営改善本部小委員会での検討を経て、経営改善本部において「受益者負担の見直しの方向について」及び「公の施設使用料の見直しの方向について(検討部会の検討にあたって)」が決定された。

平成9年 「公の施設使用料見直し方針」を決定し、平成10年に使用料の一斉改定を行った。

平成22年 「公の施設使用料見直し方針」を一部改定した。

公の施設の使用料は、平成9年の「公の施設使用料の見直し方針」においては3年ごとに見直しを行うものとしていたが、平成10年の改定以来、経済状況等を踏まえ改定を見送ってきた。

一方、指定管理者制度の導入や運営方法の変更など、施設を取り巻く状況の変化により維持管理経費にも変動が生じており、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保するため、使用料の見直しが必要となっている。

使用料一斉改定対象施設の施設利用にかかわる維持管理経費をみると、平成22年度実績で約24億円かかっており、平成10年度実績と比べて約1億5千万円増加している(図1)。また、約24億円のうち、使用料として利用者に負担していただいているのは約16.4%の約4億円で、その余は一般財源を充当している状況にある(図2)。

使用料に関しては、目黒区行革計画(平成24年度～平成26年度)においても、歳出面をゼロベースで見直し、歳入面でも様々な歳入確保に向けた取組を行うこととした平成23年度の事務事業見直しを受けて、使用料を平成25年度中に改定することを掲げており、改定に向けて、平成22年に一部改定した「公の施設使用料の見直し方針」を一部修正してとりまとめたのが本書である。

図1 維持管理経費の推移

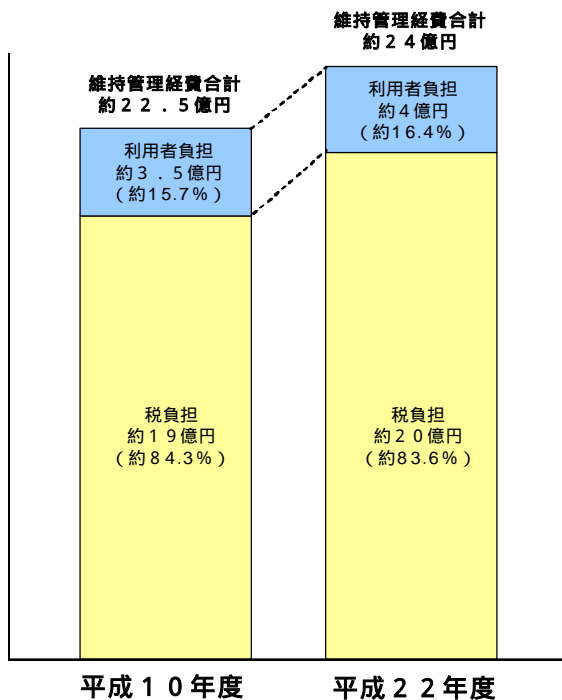
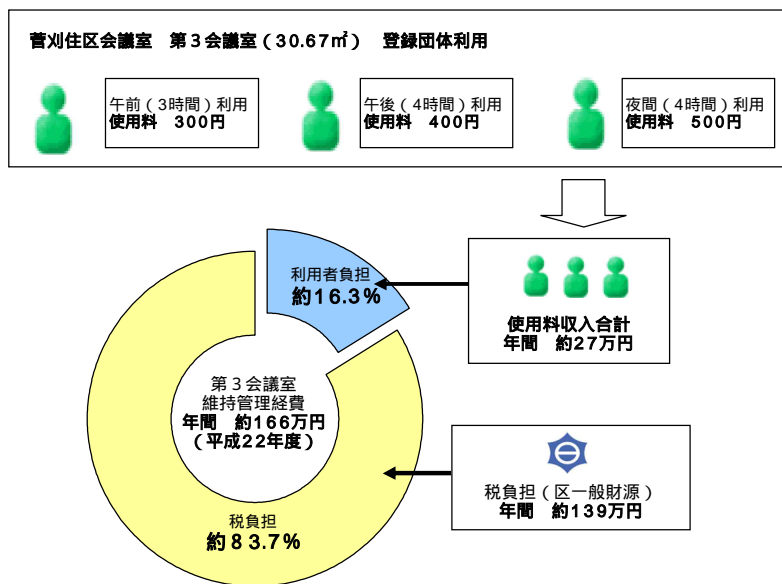


図2 利用者負担状況の具体例

(菅刈住区会議室 第3会議室の場合)



利用者の負担状況が使用料一斉改定対象施設平均の約16.4%に近い菅刈住区会議室の例

2 使用料算定方式の基本的考え方

(1) 使用料の考え方

使用料は、住民間の負担の公平を図るため、所要経費を、応益の程度(公共性の判断)により負担割合を決定し、利用者に負担を求めることが原則である。ただし、必要に応じて応能負担を考慮する。

これは、昭和50年の答申の考え方と同様である。また、平成8年の経営改善本部決定「受益者負担の見直しの方向について」では、受益者負担の基本的な考え方を次のように示している。

ア サービスと受益が明確に対応するものについて、受益者が応益により経費を負担する。

イ その負担は、原価を基本とするが、サービスの性格や公共性の程度、受益の程度に応じて負担割合を定める。ただし、必要に応じて応能負担を考慮する。

(2) 公共性の判断と負担の程度の判断

公の施設とその施設に係るサービス(以下「公の施設サービス」という)は、道路、公園、学校(義務教育)など区民生活に不可欠で幅広く便益が及ぶサービスから、駐車場等のように、特定の利用者の利益に止まり、民間においても類似のサービスが存在するものまで多様である。

このような多様な性質や利用形態を有する公の施設サービスについて、一つの指標をもって公共性を判断したり、個々の施設ごとに精緻に数値化することは困難である。そこで、公の施設サービスの公共性と負担の割合を次の手順により判断する。

公の施設サービスを、その性質や目的、利用の形態によって分類する。

その分類に応じて、対象とする経費と負担を求める原則的な割合を設定する。

受益者負担の原則を踏まえながら、施策の重要度、施策の効果性、負担能力等社会的弱者に配慮しつつ、社会情勢やこれまでの経緯等を総合的に判断し、必要に応じて負担割合を調整する。

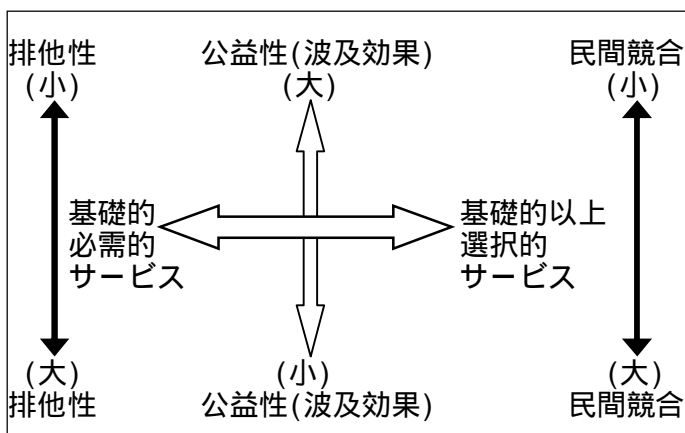
ア 公の施設サービスの分類

本区の公の施設サービスについて、区民生活において基礎的・必需的なサービスか、それ以上のサービスか、公益性（波及効果）の程度はどの程度かを基軸に、施設利用についての排他性（その施設利用により他の人が利用できなくなること）の程度、民間との競合の程度を加え、施設サービスの性質や目的、利用の形態によって分類する。

図3 分類の基準と区分

分類の基準

基礎的・必需的なサービスか、
それ以上・選択的なサービスか。
公益性（波及効果）の程度
施設利用についての排他性の程度
民間との競合の程度
とを基軸に を加えて施設
サービスを ~ に分類する。



イ 経費の範囲と負担割合の原則

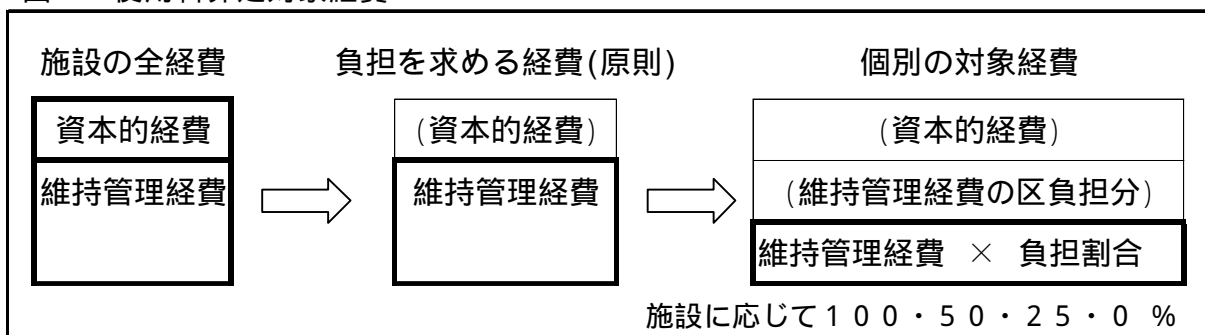
公の施設サービスの分類に応じて、利用者が負担する経費の範囲と原則的な負担割合を設定する。

(ア) 負担を求める経費

原則として、資本的経費を除く施設の維持管理経費とする。

ただし、不動産の中・長期の占用使用に係る使用料や、付加価値の高い施設の使用料は、資本的経費についても対象経費とする。

図4 使用料算定対象経費



(イ) 利用者の原則的な負担割合

受益者負担の原則から、その割合は、100%を基本に50%、25%、0%とし、施設サービスの分類に従い、より選択的かつ個人的受益や民間との競合の度合いが強いものは高く、排他性の小さいもの、基礎的・必需的なもの、公益性の高いものは低く設定する。

施設ごとの負担割合は、原則として次の表1のとおりとする。

表1 公の施設の区分別対象経費と利用者負担割合

区分	施設の具体例	対象経費	利用者負担割合
	道路、公園（特殊施設利用を除く）、学校、図書館		0%
	老人いきいの家、高齢者センター、児童館、〔幼稚園〕		25%
	会議室・集会室・研修室等（男女平等・共同参画センター、住区会議室、消費生活センター、中小企業センター、勤労福祉会館、心身障害者センター、菅刈公園和館、エコプラザ、社会教育館、緑が丘文化会館、青少年プラザ）、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用を除く）、美術館（区民ギャラリー）、ホール（中小企業センター、文化ホール）	維持管理経費	50%
	区民斎場、ポート、ポニー園、駒場公園和館、体育施設（トレーニング室及びプールの一般公開利用に限る）		100%
	駐車場	維持管理経費	100%
	付加価値の高い施設 文化ホール、駒場公園和館、機能の高い音楽室等 （負担割合は区分 からの各施設に同じ）	維持管理経費 + 資本的経費	からの各割合
<p>【参考】 法令又は統一的基準等により使用料が別途算定されている施設の例 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、心身障害者センター会議室等を除く）、福祉工房、すくすくのびのび園、母子生活支援施設、保育所、学童保育クラブ、区営住宅、区民住宅、認定こども園・幼稚園</p>			

ウ 負担割合の調整

利用者の原則的な負担割合（表1）の中には、現行無料の取扱いのある施設等が含まれる。そこで、受益者負担の原則を踏まえながら、これまでの経緯や施設の整備状況、区民意識・活動領域の変化等を踏まえ、公平性の観点から、これらの施設の負担割合については、表4のとおりとする。

表4 無料の取扱いのある施設における負担割合の調整

区分	施設	対応
区分	老人いきいの家 高齢者センター 児童館	利用対象者は特定の人々であるが、個人利用を中心とする自由来館型の利用であり、利用対象者間での排他性は低いので、引き続き無料とする。

区分	施設付帯の自動車 駐車場	自動車を利用する者と利用しない者との負担の公平性の確保、自動車利用の抑制、無断駐車等の不適切利用の是正などを図る見地から、駐車場規模、利用実態や既に有料とした駐車場の状況も考慮しながら、今後も有料化の検討をしていく。
----	-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 使用料算定方法

(1) 使用料算定の範囲

使用料は、法令に基づくもの、23区統一的に定めているもの、区独自で定めているものに区分できる。いずれの場合でも、社会状況の変化に適切に対応し、特定個人の受益に応じた負担を求める受益者負担の原則は適用されるべきである。

しかし、それぞれ決定過程や根拠が異なるため、具体的な使用料算定方法については、同一に検討することはできない。

そこで、区独自で定めている使用料の算定は次のとおりとする。

(2) 使用料の算定

ア 使用料の算定方式

使用料の算定は原則として、施設別の $1\text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの算定単価を求め、その算定単価に利用面積と利用時間を乗じて求める。

$$\text{使用料} = \text{算定単価} \times \text{利用面積} \times \text{利用時間}$$

なお、一般公開の使用料は、次の算定式による。

$$\text{一般公開利用一人1回当たり使用料} = \frac{\text{算定単価} \times \text{利用面積} \times \text{一般公開1回当たり利用時間}}{\text{一般公開1回当たり利用人数}}$$

ただし、1回あたりの利用人数規定がないなど、これによりがたい場合は貸切利用の使用料改定割合から一般公開使用料を算出する。

イ 使用料算定単価

(ア) 使用料算定単価の算定方式

$$\text{算定単価} = \frac{\text{使用料算定対象経費}}{\text{総延べ利用面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{負担割合}$$

使用料算定単価は、原則として同じ施設（住区会議室、社会教育館等）ごとに求める。

なお、プール、ボートのように面積を基礎とすることが適当でない場合は、1面1時間当たり又は1回の使用当たり等の単価とする。

(イ) 使用料算定対象経費

使用料算定対象経費は、利用者に負担を求める経費であり、使用料の種類に応じて2(2)イ(ア)のとおり資本的経費を除く施設の維持管理経費又は資本的経費を含む施設の維持管理経費となる。

維持管理経費は、光熱水費等の物件費や経常的な維持補修費等、及び施設維持管理に直接関わる職員の人件費であり、資本的経費は減価償却費及び公債費利子である。

(ウ) 負担割合

利用者の負担割合は、2で検討を行った施設別の負担割合であり、100%、50%、25%、0%のいずれかである。

(3) 利用時間帯及び曜日別の料金

利用時間帯別及び曜日別に料金に差を設けることについては、昭和59年の使用料改定時に、利用率にそれほど大きな差が見られず、施設も増えていく中で料金に差を設けて利用調整を図るほどの必要性がなくなってきたとして、段階的に料金の差を解消してきたところであるが、利用率に一定の差がある現状及び近隣類似施設においても料金の差を設けている状況を勘案して、次のとおり整理する。

ア 利用時間帯別の料金負担割合

利用時間帯別の料金を継続することとし、午前：午後：夜間の割合については、近隣類似施設の状況及び昭和59年改定前の1：2：2.5と比して相当程度差も縮小されていることを勘案して、現行の1：1.25：1.5の割合とする。

午前：午後：夜間	1：1.25：1.5
----------	------------

イ 曜日別の料金負担割合

近隣類似施設の状況を勘案して、ホールにおいて、曜日別の料金を設定することとし、土曜日・日曜日・休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）については、2割加算した料金とする。

平日：土日休	1：1.2
--------	-------

対象施設：パーシモンホール（大ホール・小ホール）、GTプラザホール、中小企業センターホール

4 施設別使用料の算定

施設別の使用料改定額は、次の考え方により調整した改定単価に基づき算定する。

ア 原則

具体的な改定額は、算定額を基本としつつ、ホール、斎場など、施設によっては近隣自治体や民間との均衡を考慮し決定する。

なお、算定使用料が現行より引下げとなる施設の使用料については、登録団体の負担との均衡、類似施設との均衡等から、現行の使用料を据え置くこととする。

イ 緩和措置

大幅な引き上げは、区民の負担や行政の安定性から好ましくないので、改定単価は、原則として現行単価の2倍（改定後2年間は1.5倍）を上限とする緩和措置を講じる。

ウ 端数処理等

(ア) 使用料額は、原則として100円単位とする。

(イ) 100円未満の端数は四捨五入とするが、同一施設の中では統一を図る。

5 使用料の改定基準

使用料の長期間の据え置きが、維持管理経費との乖離を拡大させることは好ましくない。使用料に、社会情勢や維持管理経費の変動を定期的に反映させ、適正な額に改定していくことが重要である。

従って、定期的に改定していくことを原則としながら、物価及び維持管理経費の動向の他に、さまざまな社会経済状況をも考慮にいれて総合的に決定されるのが望ましい。

そこで、次の基準によることとする。

《使用料改定基準》

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 使用料は、原則として4年ごとに改定する。2 使用料は、原則として一斉に改定する。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、改定は、物価の動向、他区等の状況などから総合的に判断する。

なお、駐車場については、設置当初から近隣料金との比較に重きを置いた料金設定を行っており、施設付帯駐車場を除き、一定周期にとらわれずに近隣料金を勘案して適時の改定を行うことで有効活用を図ることとする。

6 使用料算定に伴う制度整備

(1) 団体登録制度の整備

住区会議室や社会教育館等において、多様な住民活動が展開される中で、受益者負担の原則を踏まえつつも、設置目的に沿った活動・利用に対する支援策のひとつとして、低廉な負担のもとに場の提供を行うため、設置目的に沿った活動団体の利用について負担を軽減する。

さらに、住民の意識や活動領域の変化を踏まえ、各団体の活動の場の拡大と施設の有効利用を図るとともに、地域のさまざまな活動団体の交流・連携を深めるために、施設間の相互利用を図る。

ア 対象施設と登録団体

団体登録制度を適用する施設および対象となる登録団体は、表3のとおりである。

ただし、施設の設置目的と登録団体の関係の明確化と、登録団体の利用の優先性を確保するために、登録団体間での関係は、次のとおりとする。

一つの団体が、地域活動団体と社会教育活動団体との双方に登録することはできないものとする。

男女平等参画団体、消費者活動団体、環境負荷低減団体、心身障害者関係団体及び芸術文化活動団体の活動は、コミュニティ活動や社会教育活動の領域より狭く、それぞれの活動に含まれる場合があることから、地域活動団体又は社会教育活動団体のいずれかに二重に登録することは可能とする。

表3 団体登録制度施設と登録団体

施設	登録団体
住区会議室	a 地域活動団体
緑が丘文化会館	b 社会教育活動団体
社会教育館	b 社会教育活動団体
青少年プラザ	b 社会教育活動団体（c 青少年団体を含む）
男女平等・共同参画センター	d 男女平等参画団体
消費生活センター	e 消費者活動団体
エコプラザ	f 環境負荷低減団体
心身障害者センター	g 心身障害者関係団体
文化ホール	h 芸術文化活動団体

イ 登録要件と制度管理

(ア) 登録要件

次に該当するものとする。

個々の施設の設置目的に沿った活動を行う団体であること

構成員が5人以上であること

構成員の半数以上が、区内在住・在勤・在学であること

営利活動、宗教活動及び政治活動を専ら目的とする団体ではないこと

(イ) 登録受付及び制度管理

登録の受付は、各施設での受付を基本とするが、それぞれの施設管理の実情や、区民の利便性を考慮して対応する。

要綱等の制定・運用等の制度管理は施設所管部局ごとに行い、全体の調整は企画経営部が行う。

なお、今回の使用料改定に併せて、より適切な団体登録制度の運用に努めることとし、制度趣旨と異なる利用があった場合には、一定の措置を講じることを検討する。

ウ 登録団体の利用の取り扱い（表4）

（ア）減額使用料の適用

登録団体は、全対象施設について、原則として他の利用者の1/2の使用料とする。

（イ）登録団体の優先利用受付

施設の設置目的に沿った活動団体に活動の場を確保するため、登録団体には、原則として次の優先利用受付を行う。

施設の当該登録団体には、4か月前の抽選受付及び3か月前の優先受付を行う。

以外の者の利用の場合は、2か月前からの受付とする。

緑が丘文化会館については、区長が管理する公の施設であった経緯もあり、他の社会教育館と異なり、これまでも社会教育団体とその他の団体とを同一に取り扱ってきている。このような経緯や利用実態に鑑み、これまでどおり優先受付は行わない。

表4 登録団体の減額使用料及び利用受付期間

項目 施設名	事前受け付け期間別利用者			減額使用料の適用 団体
	3か月前	2か月前	1か月前	
住区会議室	a 地域活動*	各団体及び一般利用者		a~fの登録団体
緑が丘文化会館	各団体及び一般利用者			
社会教育館	b 社会教育*	各団体及び一般利用者		
青少年プラザ (宿泊外)	c 青少年 (抽選受付)	c 青少年	各団体及び 一般利用者	
男女平等・共同参画 センター	d 男女平等	各団体及び一般利用者		d 男女平等
消費生活センター	e 消費者*	各団体及び一般利用者		e 消費者
エコプラザ	f 環境負荷*	各団体及び一般利用者		f 環境負荷
心身障害者センタ ー	g 心身障害者関 係*	各団体及び一般利用者		g 心身障害者 関係
文化ホール	各団体及び一般利用者 (大ホールの12か月前受付などあり)			h 芸術文化

* 4か月前の抽選受付を含む。

（2）使用料減免制度

使用料決定に際して、公共性を判断し負担割合を定めているので、さらに減額することは負担の公平が保てない面もあり、慎重に取り扱う必要がある。そのため、減免の扱いは、表5のとおりとする。

表5 減免制度

利用形態	概要
区の行政目的利用	使用料を免除する。 なお、施設本来の利用を阻害しないよう利用する。
指定管理者の利用	設置者である区に代わって施設を管理する団体である指定管理者が施設の設置目的に沿った活動を行うための自主事業及び指定管理業務に伴う利用は、使用料を免除する。
公共的活動を目的とする団体の区民のための公益的な利用	公共的活動を目的とする団体が、区民のための公益的な活動を行う場合は25%に減額する。 ただし、登録団体使用料を設定する施設については、公共的活動団体を含めたより広い活動範囲の団体が、一般利用者の1/2の使用料で利用可能となるので、公共的活動団体の減額に関する規定は設けない。
高齢者及び障害者の利用	他の利用者との公平性を考慮しながらも、社会参加の促進の観点から、同時に多くの者が利用できる体育施設の一般公開（個人利用）について、減額する。
少年団体の利用	青少年プラザにおける少年団体の利用については、青少年の健全育成を図るという施設の設置目的に鑑み、登録団体の使用料の半額とする。

(3) 利用料金制

公の施設の管理に関して施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制は、指定管理者の経営努力を発揮しやすくし、施設の有効かつ効果的な活用のための制度である。

本区においても、自転車駐輪場・美術館・体育施設等に導入したところである。今後も、指定管理者の意欲を引き出す仕組みとして、条例により料金の上限を定める等した上で利用料金制の導入を進めていく。

(4) 区外住民の利用の取り扱い

区民の活動範囲が広範囲にわたる今、区民が他の自治体の施設を利用することがあることや公の施設の性格から、区民以外の利用についても、できるだけ区民と同様に扱うのが望ましい。しかしながら、地域活動に根差した利用を想定した施設や、利用率が高く抽選になるような施設などにあっては、区民の利用を優遇するなど異なる取り扱いが求められる。

そこで、団体利用を中心とする集会室利用のうち、住区会議室や社会教育館等について、登録制を導入し、使用料を一般利用の2分の1に減額するとともに、優先的な利用申し込みを可能とした。また、体育施設についても区民団体に対して、使用料を区民団体以外の2分の1に減額するほか、抽選申し込みを行うなど、区民の利用を中心とする団体の優先的な取り扱いを確保し、区民以外の利用を一定程度、制限することとした。

また、体育施設の一般公開プログラムなど、施設で行われる事業で、利用希望の多いものについては、区民の優先受付など、区民の利用を優遇して取り扱う。

(5) 営利団体の利用の取り扱い

公の施設の利用について営利団体の利用等特定の団体や行為を一律に禁止すること等は、公の施設の性格から必ずしも適切ではなく、管理運営上の支障の観点からの制約によらざるを得ない。

しかしながら、施設によっては、営利団体の利用が集中し、本来の設置目的に沿った利用者の利用ができにくい場合があるとして、営利団体の利用に対する対応が求められる。

そこで、住区会議室や社会教育館等において、施設の設置目的に沿った活動を目的とする団体の団体登録制を導入するとともに、原則として、利用承認を受けた者が入場料その他のこれに類する料金を1,000円(文化ホールは3,000円)以上徴収する場合の使用料は、本来の100分の150相当額とする。

(6) 施設管理の効率化の促進とサービスの向上等

ア 効率的・効果的な施設運営は、使用料改定にかかわらず常に求められるが、維持管理費の増減は使用料に直接反映されるものであり、一層積極的に施設運営の効率化を図る必要がある。

また、利用者が気持ち良く施設を利用できるように、窓口サービスの向上等に努めていくこととする。

イ 施設によっては利用率が低いものがあり、使用料の確保という財政的意味からだけでなく、施設の有効利用の面からも問題であり、望ましいことではない。

そこで、利用率の低い施設においては、原因分析と利用率向上のために適切な対応に努めていくこととする。

7 その他

公の施設の使用料と均衡を図るべき事項として、学校開放など、学校施設を含む行政財産の使用に係る適切な受益者負担の導入について、順次検討を進める。

以 上